

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	大塚 祐一
登録番号又は法人番号	05430296
所属する単位会	熊本県行政書士会
事務所名称	大塚行政書士事務所
事務所所在地	熊本県熊本市南区島町3丁目10番17号
処分年月日	平成30年7月10日
処分内容（種類）	<p>廃業勧告</p> <p>1年間の会員の権利の停止</p>
上記処分をした理由	<p>1 行政書士法第10条違反</p> <p>①フィリピン国において婚姻した日本人とフィリピン人夫婦の日本国への入国手続業務の受任にあたり、依頼者に対し委任業務の内容・範囲を明確にしなかったため齟齬をきたした。</p> <p>②受任業務の手続の中断及び新たな弁護士費用の必要性について依頼者への報告を怠り、約4年に亘り放置した。</p> <p>③領収書の発行、事件簿への記録を怠った。</p> <p>④手続の遅滞に対する依頼者からの苦情を受けても何等対応せず、放置した。</p> <p>2 本件について依頼者から苦情を受けた会長から再三に亘り指導を受けたにも拘わらず誠実に対応しなかった。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>1 行政書士法第10条（行政書士の責務）</p> <p>① 行政書士倫理規定第15条（受任の趣旨の明確化）</p> <p>② 行政書士倫理規定第17条第2項（業務取扱の順序及び迅速処理）</p> <p>③ 行政書士倫理規定第21条（事件の中止）</p> <p>④ 行政書士倫理規定第22条（帳簿の備付及び保存）</p> <p>⑤ 行政書士倫理規定第31条（紛議の処理）</p> <p>2 熊本県行政書士会会則第62条第1項及び第2項 (会員に対する指導及び調査)</p>